

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第105号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第6条」に、「第8条～第16条」を「第7条～第15条」に改める。

第1条第1項の表総合企画局の款市長公室の項中「広報広聴係長」を「広報係長 広聴係長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

京都創生推 進室		
-------------	--	--

第1条第1項の表総合企画局の款情報化推進室の項中

「		「		」
			調査係長 システム第一係長 シ ステム第二係長 システム第三係 長 企画係長 行政情報化推進係 長 地域情報化支援係長	
			調査係長 解析係長	
				」

改め、同表総務局の款合併推進室の項を削り、同表環境局の款環境政策部の項中「環境政策部」を「地球環境政策部」に、「地球環境政策課」を「地球温暖化対策課」に、「地球温暖化対策係長」を「地球温暖化対策係長 事業者指導係長」に改め、同表産業観光局の款商工部の項中「支援係長 企業啓発係長」を「企業啓発係長 調整係長」に、

「

産業振興課	振興係長 育成係長 産業基盤係長 企業誘致係長
-------	----------------------------

を

」

「

産業振興課	企画係長 経営支援係長 新事業支援 係長 産業基盤係長 企業誘致係長
産学連携推 進課	連携企画係長 新産業創出係長

に改め、同款農林部の項

」

中「農林部」を「農林振興室」に改め、同款スーパーテクノシティ推進室の項を削り、同表保健福祉局の款保健福祉部の項中「企画調査係長」を「企画調査係長 みやこユニバーサルデザイン推進係長」に改め、「支援費係長」を削り、同表都市計画局の款都

「

市景観部の項中

都市景観課	調査係長 広告物係長 都市デザイ ン係長 町並み保全係長
-------	---------------------------------

を

」

「

都市景観課	調査係長 広告物係長 都市デザイ ン係長 町並み保全係長
景観企画課	企画係長

に改め、同款建築指導部

」

の項中「建築福祉係長 建築相談係長」を削り、同款住宅室の項中「計画係長 民間住宅係長」を「企画係長」に改め、同表建設局の款道路部の項中「明示第二係長」を

「明示第二係長 明示第三係長」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 みやこユニバーサルデザインの推進に関する施策を総合的に実施するための指針の策定に係る調査、研究及び原案の企画に関する事務を担当させるため、みやこユニバーサルデザイン推進プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を編成する。

第1条中第11項を削り、第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 総合企画局京都創生推進室に副室長を置くことがある。

第2条中第15項を削り、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 副室長は、室長を補佐する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条第6項中「産業観光局スーパーテクノシティ推進室」を「総合企画局京都創生推進室」に改め、同条を第6条とする。

第8条政策推進室の款政策調整課の項中第11号を第12号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 区役所等との連絡及び調整に関すること。

第8条市長公室の款広報課の項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 市政情報総合案内コールセンターに関すること。

第8条市長公室の款の次に次の1款を加える。

京都創生推進室

(1) 国家戦略としての京都創生の実現に向けた取組に係る調査、研究、企画及び調整に関すること。

(2) 特命事項に関すること。

第8条を第7条とする。

第9条総務部の款総務課の項中第14号を第15号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 区役所等との連絡及び調整に関すること。

第9条人事部の款人事課の項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 人事行政の運営等の状況の公表に関すること。

第9条合併推進室の款を削り、同条を第8条とする。

第10条財務部の款主計課の項中第14号を第15号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 区役所等との連絡及び調整に関すること。

第10条を第9条とする。

第11条環境政策部の款環境総務課の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 区役所等との連絡及び調整に関すること。

第11条環境政策部の款地球環境政策課の項中「地球環境政策課」を「地球温暖化対策課」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「環境保全推進会議」を「地球温暖化対策推進本部及び環境保全推進会議」に改め、同号を同項第6号とし、同項第2号から同項第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地球温暖化対策の推進に関すること。

第11条環境政策部の款中「環境政策部」を「地球環境政策部」に改め、同款環境管理課の項第3号中「に係る資格の認定及び工事の確認」を削り、同款環境指導課の

項第 6 号中「地球環境政策課」を「地球温暖化対策課」に改め、同条事業部の款まち美化推進課の項第 17 号中「環境政策部」を「地球環境政策部」に改め、同条を第 10 条とする。

第 12 条文化部の款庶務課の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 区役所等との連絡及び調整に関すること。

第 12 条市民生活部の款地域づくり推進課の項第 2 号中「区基本計画」の右に「、合併市町村建設計画及び過疎地域自立促進市町村計画」を加える。

第 12 条市民スポーツ振興室の款スポーツ企画課の項第 4 号中「及び市民スポーツ会館」を「、市民スポーツ会館、京北運動公園、黒田トレーニングホール及び京北パラグライダー施設」に改め、同条を第 11 条とする。

第 13 条商工部の款経済企画課の項中第 4 号を削り、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 区役所等との連絡及び調整に関すること。

第 13 条商工部の款経済企画課の項第 6 号中「産業技術研究所、」を削り、同項第 8 号を次のように改める。

(8) 勸業館に関すること。

第 13 条商工部の款産業振興課の項第 1 号中「ただし」の右に「、産学連携推進課」を加え、「、農林部及びスーパーテクノシティ推進室」を「及び農林振興室」に改め、同項第 2 号中「農林部」を「農林振興室」に改め、同項中第 6 号を削り、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 中小企業の経営支援及び金融制度に関する調査、企画、連絡及び調整に関すること。

(4) 新事業創出支援に関すること。

第13条商工部の款産業振興課の項に次の2号を加える。

(8) 創業支援工場に関すること。

(9) 中小企業支援センター及び信用保証協会に関すること。

第13条商工部の款産業振興課の項の次に次の1項を加える。

産学連携推進課

(1) 産業科学技術の振興に関する企画，調整及び推進に関すること。

(2) 産学公の連携の推進に関すること。

(3) 産業技術研究所に関すること。

第13条農林部の款農業計画課の項第1号中「部」を「室」に改め，同項第13号中「農業指導所」の右に「及び京北農林事務所」を加え，同号を同項第15号とし，同項中第9号から第12号までを2号ずつ繰り下げ，第8号を第9号とし，同号の次に次の1号を加える。

(10) 鳥獣による農業に係る被害の防止に関する事務の統轄に関すること。

第13条農林部の款農業計画課の項中第7号を第8号とし，第6号を第7号とし，第5号を第6号とし，同項第4号中「指定」の右に「及び解除」を加え，同号を同項第5号とし，同項中第3号を第4号とし，第2号を第3号とし，第1号の次に次の1号を加える。

(2) 農業の経営改善に関する事務の統轄に関すること。

第13条農林部の款農業計画課の項に次の1号を加える。

(16) きょうと京北ふるさと公社に関すること。

第13条農林部の款農業振興整備課の項第6号中「農業指導所」の右に「及び京北農林事務所」を加え，同項中第10号を第13号とし，第7号から第9号までを3号ずつ繰り下げ，第6号の次に次の3号を加える。

(7) 京都市里道管理条例による里道（専ら農業の用に供するものに限る。第9号において同じ。）の管理に関する事務の統轄に関すること。

(8) 京都市水路等管理条例による農業用水路等の管理に関する事務の統轄に関すること。

(9) 里道及び農業用水路等の台帳に関すること。

第13条農林部の款農業振興整備課の項に次の1号を加える。

(14) 上弓削農業集落排水処理施設及び宇津峡公園に関すること。

第13条農林部の款林業振興課の項第11号を同項第16号とし、同項第10号中「森林文化交流センター」の右に「、京北森林公園及び林産物需要拡大センター」を加え、同号を同項第15号とし、同項中第9号を第14号とし、第8号を第13号とし、第7号を第12号とし、同項第6号中「農業指導所」の右に「及び京北農林事務所」を加え、同号を同項第8号とし、同号の次に次の3号を加える。

(9) 京都市里道管理条例による里道（専ら林業の用に供するものに限る。次号において同じ。）の管理に関すること。ただし、京北農林事務所の所管に属するものを除く。

(10) 里道の台帳に関すること。

(11) 鳥獣による林業に係る被害の防止に関する事務の統轄に関すること。

第13条農林部の款林業振興課の項第5号に次のただし書を加える。

ただし、京北農林事務所の所管に属するものを除く。

第13条農林部の款林業振興課の項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号に次のただし書を加える。

ただし、京北農林事務所の所管に属するものを除く。

第13条農林部の款林業振興課の項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 林産物の需要の拡大及び流通に関すること。

第13条農林部の款林業振興課の項に第1号として次の1号を加える。

(1) 林業の経営改善に関する事務の統轄に関すること。

第13条農林部の款中「農林部」を「農林振興室」に改める。

第13条スーパーテクノロジー推進室の款を削り、同条を第12条とする。

第14条保健福祉部の款保健福祉総務課の項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同項第7号中「社会福祉審議会」の右に「及びみやこユニバーサルデザイン審議会」を加え、同号を同項第9号とし、同項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) みやこユニバーサルデザインの推進に関すること。

第14条保健福祉部の款保健福祉総務課の項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 区役所等との連絡及び調整に関すること。

第14条保健福祉部の款障害企画課の項第2号中「及び知的障害者援護施設に係る許可及び認可」を「、知的障害者援護施設及び精神障害者社会復帰施設の整備計画」に改め、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 手話通訳者の認定に関すること。

第14条保健福祉部の款障害保健福祉課の項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設に係る許可及び認可に関すること。

(3) 精神障害者社会復帰施設に関すること。ただし、監査指導課及び障害企画課の所管に属するものを除く。

第14条保健福祉部の款障害保健福祉課の項第4号中「医師及び」を削り、同項第13号を削り、同項第14号を同項第13号とし、同項第15号から同項第21号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条長寿社会部の款長寿福祉課の項第9号中「痴ほう性高齢者等」を「認知症高齢者等」に改め、同条保健衛生推進室の款健康増進課の項中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 京都市立京北病院に関すること。

第14条を第13条とする。

第15条都市企画部の款都市総務課の項中第14号を第15号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 区役所等との連絡及び調整に関すること。

第15条都市景観部の款都市景観課の項第3号に次のただし書を加える。

ただし、風致保全課の所管に属するものを除く。

第15条都市景観部の款都市景観課の項の次に次の1項を加える。

景観企画課

(1) 景観計画の策定その他の景観の保全及び創出に係る施策の調査、研究、企画及び推進に関すること。

(2) 景観整備機構の指定等に関すること。

第15条都市景観部の款風致保全課の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 違法な屋外広告物に係る指導及び除却に関すること。

第15条建築指導部の款指導課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を削り、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、第11号を削り、第12号を第8号とし、第13号を

第9号とし、第14号を削り、第15号を第10号とし、第16号を削り、第17号を第11号とし、第18号を第12号とし、第19号を第13号とし、第20号を削る。

第15条建築指導部の款審査課の項第1号を次のように改める。

(1) 建築の相談、指導及び紛争の調整に関する事。

第15条建築指導部の款審査課の項第4号を次のように改める。

(4) 建築基準法による特殊建築物等に係る定期報告に関する事。

第15条建築指導部の款審査課の項中第13号を第17号とし、第12号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例による事務に関する事。

第15条建築指導部の款審査課の項第11号を同項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例による事務に関する事。

第15条建築指導部の款審査課の項第10号を同項第12号とし、同項第9号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律による事務に関する事。

第15条建築指導部の款審査課の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 建築基準法による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事が行われる場合における全体計画の認定に関する事。

第15条建築指導部の款審査課の項に次の1号を加える。

(18) 建築紛争調停委員会に関する事。

第15条公共建築部の款企画設計課の項第2号中「第5号」を「第6号」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律により整備等を行う市有建築物を所管する局に対する技術的指導に関する事。ただし、工務監理課の所管に属するものを除く。

第15条公共建築部の款工務監理課の項に次の1号を加える。

- (2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律により整備等を行う市有建築物（市営住宅を除く。）を所管する局に対する技術的指導（当該建築物に関する工事の監督に係るものに限る。）に関する事。

第15条住宅室の款住宅政策課の項第5号中「密集住宅市街地整備促進事業等」を「住宅市街地総合整備事業等」に改め、「企画、調査及び」を削り、同項第7号中「すまいまちづくり課及び」を削り、同課すまいまちづくり課の項第2号、第5号及び第6号並びに住宅建設課の項第3号及び第4号中「密集住宅市街地整備促進事業等」を「住宅市街地総合整備事業等」に改め、同項第5号中「及び建築物の建築」を削り、同条を第14条とする。

第16条管理部の款建設総務課の項中第9号を第11号とし、第5号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 道路部及び水と緑環境部の所管に属する事務のうち建設局長が必要と認める事務に関する事。ただし、右京区役所京北出張所の所管区域内におけるものに限る。

第16条管理部の款建設総務課の項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 区役所等との連絡及び調整に関する事。

第16条道路部の款道路管理課の項第2号中「道路」の右に「及び里道」を加え、

同号に次のただし書を加える。

ただし，産業観光局の所管に属するものを除く。

第16条道路部の款道路管理課の項中第8号を第9号とし，第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ，第3号中「の行う」を「が行う」に改め，同号の次に次の1号を加える。

- (4) 市長以外の者が行う里道に関する工事及び維持の承認に関すること。ただし，産業観光局の所管に属するものを除く。

第16条道路部の款道路明示課の項第1号中「道路台帳」を「道路，里道及び水路等の台帳」に改め，同号に次のただし書を加える。

ただし，産業観光局の所管に属するものを除く。

第16条道路部の款道路明示課の項第2号中「道路」の右に「，里道及び水路等」を加え，同号に次のただし書を加える。

ただし，産業観光局の所管に属するものを除く。

第16条道路部の款道路明示課の項中第10号を第12号とし，第5号から第9号までを2号ずつ繰り下げ，同項第4号中「の境界明示」を「に係る境界の明示」に改め，同号を同項第5号とし，同号の次に次の1号を加える。

- (6) 里道及び水路等に係る境界の明示に関すること。ただし，産業観光局の所管に属するものを除く。

第16条道路部の款道路明示課の項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 里道及び水路等の指定，廃止並びに区域の決定及び変更に関すること。ただし，産業観光局の所管に属するものを除く。

第16条道路部の款道路維持課の項第1号中「道路の補修及び」を「道路及び里道の補修並びに」に改め，同号に次のただし書を加える。

ただし，産業観光局の所管に属するものを除く。

第16条道路部の款道路維持課の項第2号中「道路」の右に「及び里道」を加え、
同号に次のただし書を加える。

ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。

第16条道路部の款道路建設課の項第1号中「改良」の右に「並びに里道の改良」
を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。

第16条道路部の款道路建設課の項第3号中「改良工事」を「改良の工事並びに里
道の改良の工事」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。

第16条道路部の款放置車両対策課の項第3号中「道路」の右に「
、里道及び水路
等」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。

第16条水と緑環境部の款河川課の項第5号中「水路」を「水路等」に改め、同号
に次のただし書を加える。

ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。

第16条水と緑環境部の款河川課の項第6号中「排水路」を「水路等」に改め、同
号に次のただし書を加える。

ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。

第16条を第15条とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。